

足立区立第十二中学校 P T A 会則

第 1 章 名称及び目的

- 第 1 条 本会は東京都足立区立第十二中学校 P T A と称し、事務所を足立区立第十二中学校内に置く。
- 第 2 条 本会は、会員が協力して生徒の健全な成長をはかり、併せて会員相互の親睦と教養を高めることを目的とする。

第 2 章 方 針

- 第 3 条 本会はその目的を達成するために、次の方針をかかげる。
- 1 本会は、政党・宗派または、営利的事業に関与しない。
 - 2 本会は、生徒および会員の福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
 - 3 本会は、地域社会の協力を得て目的達成につとめる。
 - 4 本会は、学校の運営、管理、人事には介入しない。

第 3 章 活 動

- 第 4 条 本会はその目的を達成するために、次の活動を行う。
- 1 学校と家庭が緊密な連帯をとり、生徒の健全な育成につとめ、教育活動に協力する。
 - 2 家庭教育や、社会教育に必要な活動を行う。
 - 3 生徒の健康や安全をはかり、よりよい環境を作るよう務める。
 - 4 会員相互の親睦をはかり研修を行う。
 - 5 その他、必要な活動を行う。

第 4 章 会 員

- 第 5 条 本会の会員は本会の目的、方針に賛同する本校生徒の父母(父母がいない時はそれに代わる人)および本校教職員(教員と事務主事)になる。

第 5 章 役員並びに会計監査

第 6 条 本会は会員の中から選出された次の役員を置くこととする。

- | | | | |
|---|-------|-------|---------------|
| 1 | 会 長 | ----- | 1 名 |
| 2 | 名誉会長 | ----- | 1 名(学校長) |
| 3 | 副 会 長 | ----- | 若干名(内副校長) |
| 4 | 会 計 | ----- | 若干名(内教職員 2 名) |
| 5 | 書 記 | ----- | 若干名(内教職員 1 名) |

第 7 条 本会に会計監査若干名を置く。

第 8 条 役員および会計監査の任期は一年とし、再任はさまたげない。

第 9 条 本会の役員、会計監査及び各種委員の選出は次のとおりとする。

- 1 役員、会計監査は選考委員会で選出する。
- 2 役員、会計監査の選考規定は別に定める。
- 3 学級委員長、専門部員は学級で選出する。
- 4 学年正・副委員長は学級委員長(卒業対策委員…3 年のみ)より選出する。
- 5 各種専門部部長(1 名)副部長(2 名)は部員の中より選出する。
- 6 常任委員は学年委員長・副委員長・学級委員長・専門部部長・副部長と学年委員の教師からなる。

第 10 条 本会の役員の任務を次のとおりにする。

- 1 会長は本会を代表し、すべての会議を招集して会務の一切の統括をする。名誉会長は本会に適切な助言をする。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。
- 3 会計は、会計業務を行う。
- 4 書記は、諸会議の議事ならびに重要な会務を記録保管し、またその他の庶務を行う。
- 5 会長及び副会長は、P T Aに係る行事等について協議し決定をする。

第 6 章 顧問・相談役

第 11 条 本会は、顧問・相談役を置く。

- 1 顧問は本校名誉会長及び会長の任にあったものとする。
- 2 相談役は本校副会長の任にあったものとする。

第 7 章 会 議

第 12 条 本会の会議は次のとおりとする。

- ① 総 会 ② 常 任 委 員 会 ③ 連 絡 協 議 会
- ④ 役 員 会 ⑤ 専 門 部 会 ⑥ 学 年 委 員 会
- ⑦ 学 級 委 員 会 ⑧ 学 級 会 ⑨ 特 設 委 員 会
- ⑩ 学 年 総 委 員 会

第 13 条 総会は最高決議機関であって、これを定期総会と臨時総会に分ける。

- 1 定期総会は年度はじめに開き、会務の報告、役員承認、前年度の決算承認、予算案及び会則の改正、その他の重要事項について審議決定する。
- 2 総会は会員の 3 分の 1 以上の出席で成立する。(委任状を含む)
- 3 臨時総会は常任委員会が必要と認めたとき及び会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合開くこととする。
- 4 総会の決議は出席者の過半数をもって決定する。

第 14 条 各委員会の構成ならびに任務は次のとおりとする。

- 1 常任委員会は、役員と常任委員をもって構成する。
- 2 常任委員会は、総会に次ぐ決議機関であって年度計画、予算案及び会則の改定、その他重要事項について審議決定することができる。
- 3 常任委員会は、常任委員の 3 分の 1 以上の出席によって成立し、出席者の過半数をもって決定する。
- 4 常任委員会決議事項は総会に報告する。
- 5 学級会は本校 P T A の基礎の会であって、本校 P T A の活動を促進する。
- 6 学級委員会は学級会をまとめ、活動を推進し、各委員会との連絡をとり円滑な運営を図る。
- 7 学年委員会は各学期一回以上行い、学級委員会相互の連絡を密にし、学年としてのまとめをはかる。
- 8 専門部会は P T A の専門部活動を活発にする。
- 9 役員会は必要に応じ、常任委員会にはかつて特設委員会を設置することができる。
- 10 学年委員長は必要に応じ、学年総委員会を開くことができる。

第 15 条 役員会

- 1 役員会は、本校の役員によって構成し、監査も必要に応じて出席することができる。
- 2 必要あるときは、各種専門部部長・学年委員長を加えた連絡協議会を開くことができる。
- 3 役員会は、会の運営の円滑をはかるため、原則として月一回の定例会議を持つ。

第 16 条 専門部会は、広報調査・成人教育・校外生活指導・進路対策の 4 部とし、各部に部長 1 名、副部長 2 名を置く。

- | | | |
|---|---------|--------------------------------|
| 1 | 広報調査部 | P T A 新聞、広報などの発行、その他を担当する。 |
| 2 | 成人教育部 | 会員ならびに生徒の生涯教育を企画し、運営する。 |
| 3 | 校外生活指導部 | 交通安全事故防止、非行化防止など生徒の健全な育成を推進する。 |
| 4 | 進路対策部 | 学校に協力して生徒の進路対策を推進する。 |

第 17 条 すべての会の構成員に記録者を置き、会議の記録を作っておくものとする。

第 8 章 会 計

- 第 18 条 本会の経費は会費・その他の収入をもってこれにあてる。
- 第 19 条 会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
会計簿は常時会員の閲覧に開放されねばならない。
- 第 20 条 本会の会費は年額 4,000 円とし原則返金を行わない。
- 第 21 条 本会の会計監査は年 2 回行う。

第 9 章 付 則

- 第 22 条 慶弔規定は別に定める。
- 第 23 条 本会会則は平成 5 年 5 月 22 日より実施する。
本会会則は平成 11 年 5 月 1 日より実施する。
本会会則は平成 16 年 5 月 8 日より実施する。
本会会則は平成 22 年 5 月 13 日より実施する。
本会会則は平成 24 年 5 月 15 日より実施する。
本会会則は平成 29 年 4 月 28 日より実施する。
本会会則は令和 3 年 5 月 8 日より実施する。

慶 弔 規 定

第 1 条 祝 い 金

教職員会員が結婚した場合は、5,000 円の祝い金をおくる。

第 2 条 弔 慰 金

- 1 会員及び生徒が死亡した場合は、5,000 円の香典をおくる。
- 2 クラスで香典を賛同者より集める場合は、一世帯 500 円以内とする。
- 3 P T A 顧問、歴代校長、相談役の場合は、5,000 円の香典をおくる。
- 4 教職員会員の配偶者、両親、子の場合は、5,000 円の香典をおくる。

第 3 条 そ の 他

その他必要と認めたときは、役員会にはかり決定する。

個人情報取扱規約

第 1 条 目 的

この個人情報規約は、本会が保有する個人情報の適切な取り扱いを定めることにより事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第 2 条 責 務

本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第 3 条 周 知

個人情報取り扱いの方法は、総会資料又は校内掲示板及びP T A 広報で全員に周知する。

第 4 条 個人情報の取得

- 1 個人情報とは、個人が特定される事項とする。
- 2 個人情報は、本人から同意を得て書面により会長が取得する。

第 5 条 同意の撤回

- 1 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての項目について同意を撤回することができる。
- 2 前項の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄、又は削除しなければならない。ただし、会員名簿としてすでに会員に配布しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。

第 6 条 利 用

取得した個人情報、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- 1 会費請求、その他文書の送付
- 2 P T A 会員名簿の作成および地図の作成
- 3 緊急時・災害時などの連絡網の作成

第 7 条 管 理

- 1 個人情報は会長又は会長が指定する役員が適正に管理する。
- 2 不要となった個人情報は会長立ち会いのもとで、第三者の利用に供されることのないよう焼却または裁断等により、速やかに廃棄するものとする。

第 8 条 第三者提供の制限

個人情報は本人の同意を得ないで第三者に提供しない。ただし、次に掲げる場合を除く。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- 3 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の促進に必要な場合
- 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第 9 条 開示・訂正

個人情報の開示又は訂正を希望する場合は、本人確認に必要な書類を添付して書面にて会長へ申し立てるものとする。

付 則 この規約は、平成 29 年 4 月 28 日から施行する。

P T A 役員選考規程

- 1 選考規定は次のとおりとする。
- 2 選考委員は常任委員より選出する。
- 3 選考委員会は次の役員を置く。
委員長 1 名 会員(父母) 副委員長 2 名 会員(父母・教職員)
書記 1 名 会員(父母)
- 4 選考委員会を発足させ、次年度役員・会計監査を選考する。
- 5 選考委員会はすみやかに選考広報により会員に対して役員・会計監査の候補者の推薦の依頼を行う。
- 6 選考委員会は推薦名簿をもとに役員・会計監査の候補者の選考を行う。
- 7 選考委員会は新役員・会計監査の選出をもって解任する。

足立区立第十二中学校 P T A 活動方針

- 1 会員すべてが参加しやすい、明るく楽しい P T A を目指します。
- 2 学校教育と子供の学校生活の実情と諸課題を理解するように努め、それを広く会員に知らせるための努力をします。
- 3 子供を取り巻く地域の教育環境の改善を目指し、健全な育成のための努力をします。
- 4 会員相互の教養を高め、親睦を深めるための諸活動の充実を図り、生涯教育の向上に努めます。
- 5 学校の教育活動充実のため、協力するよう努めます。
- 6 より多くの父親会員の P T A 活動への参加を促進するように努めます。